

豊川市空家等対策協議会について

1. 趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の施行（平成27年5月26日全部施行）に伴い、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するために、法第6条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、法第7条に規定する空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2. 根拠法令等

法第7条に規定する「協議会」

豊川市空家等対策協議会設置要綱

3. 協議事項

空家等対策計画の策定及び変更並びに計画の実施に関する事項

その他空家等対策の推進に関し、協議会において必要と認められる事項

※空家等対策計画に定める事項【法第6条2項】

- 1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - ・ 重点対象地区の設定、空家等対策の優先順位の明示等
- 2) 計画期間
 - ・ 既存の計画や調査の実施年との整合性の確保等
- 3) 空家等の調査に関する事項
 - ・ 対象地区、期間、対象など調査内容及び方法の記載等
- 4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 5) 空家等及び除去した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- 6) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
- 7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - ・ 各部局の役割分担、組織体制、窓口連絡先などの記載等
- 9) その他の空家等に関する対策の実施に関した必要な事項
 - ・ 対策の効果の検証、その結果を踏まえた計画の見直し方針等